

第 5 9 号議案

足立区特定個人情報保護条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定個人情報保護条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定個人情報の取扱い（第 3 条 第 1 0 条）

第 3 章 開示、訂正及び利用停止

第 1 節 開示（第 1 1 条 第 2 1 条）

第 2 節 訂正（第 2 2 条 第 2 7 条）

第 3 節 利用停止（第 2 8 条 第 3 2 条）

第 4 節 不服申立て（第 3 3 条）

第 4 章 雑則（第 3 4 条 第 3 8 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、足立区（以下「区」という。）における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに区が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報の安全かつ適正な取扱い及び個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（ 1 ） 実施機関 足立区個人情報保護条例（平成 5 年足立区条例第

- 57号。以下「個人情報保護条例」という。)第2条第4号に規定する区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会
- (2) 本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第6項に規定する本人
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報
- (4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの(文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。)
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報

第2章 特定個人情報の取扱い

(特定個人情報の収集等の制限)

第3条 実施機関は、番号法第20条に規定する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報の保有の制限等)

第4条 実施機関は、特定個人情報を保有するに当たっては、番号法又は条例の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的を特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第 5 条 実施機関は、本人から直接書面 (電磁的記録を含む。) に記録された当該本人の特定個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第 6 条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有特定個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第 7 条 実施機関は、保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う業務 (以下「特定個人情報取扱業務」という。) を委託 (当該業務の全部又は一部を再委託、再々委託等する場合を含む。以下同じ。) しようとするとき、又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号) 第 26 条第 1 項に規定する労働者派遣契約による派遣労働者に特定個人情報取扱業務を行わせようとするときは、あらかじめ委託及び労働者派遣の内容及び条件について足立区情報公開・個人情報保護審議会 (以下「審議会」という。) の意見を聴くとと

もに、その委託契約及び労働者派遣契約において、特定個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

- 3 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に区の公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）を行わせようとするときは、特定個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。
- 4 実施機関は、実施機関から特定個人情報取扱業務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）又は指定管理業務を行う指定管理者に対し、委託した特定個人情報取扱業務（受託者が労働者派遣契約による派遣労働者に特定個人情報取扱業務を行わせる場合は、当該業務を含む。）又は指定管理業務の適正な遂行を確保するため必要があると認められるときは、委託業務若しくは指定管理業務の実施状況の報告を求め、又は実施機関の職員に受託者若しくは指定管理業務を行う指定管理者の事務所及び実際に委託業務若しくは指定管理業務を遂行している場所に立ち入らせ、委託業務若しくは指定管理業務の実施状況及び書類等の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 6 受託者又は指定管理業務を行う指定管理者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の義務）

第8条 特定個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 実施機関が委託した特定個人情報取扱業務（実施機関又は受託者が労働者派遣契約による派遣労働者に特定個人情報取扱業務を行わせる

場合は、当該業務を含む。)又は指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を自ら利用することができる。ただし、当該実施機関が保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を当該開示請求に係る保有特定個人情報を保有している実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有特定個人情報記録されている文書の名称その他の開示請求に係る保有特定個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有特定個人情報の開示義務）

第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

(2) 開示請求者（第11条第2項の規定により代理人による開示請求がなされた場合にあつては、当該本人をいう。次号、次条第2項及び第19条において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別す

ることができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（4）個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する情報であって、開示しないことが、本人にとって明らかに正当な理由があると認められるもの

（5）取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する情報であって、開示することにより実施機関の公正又は適正な行政執行を著しく妨げるおそれがあると認められるもの

（6）開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維

持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(一部開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有特定個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有特定個人情報の存否に関する情報)

第15条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有特定個人情報の存否を開示しないことができる。

(開示請求に対する措置)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有特定個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により保有特定個人情報の存否を開示しないとき、

及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第17条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間が経過した日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有特定個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有特定個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有特定個人情報について開示決定等をする期限

(保有個人情報に係る開示請求の取扱い)

第18条 この条例に基づく保有特定個人情報の開示請求があった後に、当該開示請求の対象情報が個人情報保護条例第2条第2号に規定する保有個人情報であることが判明したときは、当該開示請求について、

個人情報保護条例第23条による開示請求があったものとみなす。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第19条 開示請求に係る保有特定個人情報に実施機関及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(開示の実施)

第20条 保有特定個人情報の開示は、当該保有特定個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有特定個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有特定個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用負担)

第21条 この条例の規定による保有特定個人情報の閲覧については、無料とする。

2 この条例の規定による保有特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第22条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(第16条第1項の決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限る。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有特定個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手續）

第23条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出してしなければならない。

（1）訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2）訂正請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項

（3）訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有特定個人情報の訂正義務）

第24条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第25条 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知

しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第26条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、第23条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間が経過した日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有特定個人情報の提供先等への通知)

第27条 実施機関は、第25条第1項の決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第28条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(第16条第1

項の決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限るものとし、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

ア 実施機関により適法に取得されたものでないとき。

イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。

ウ 第 3 条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

エ 第 9 条の規定に違反して利用されているとき。

オ 番号法第 2 8 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) 第 1 0 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(利用停止請求の手続)

第 2 9 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人であること(前

条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有特定個人情報の利用停止義務)

第30条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第31条 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第32条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正

当な理由があるときは、同項に規定する期間が経過した日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第4節 不服申立て

(不服申立てがあった場合の手続)

第33条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、足立区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。

(3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

(4) 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の

全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。実施機関が、諮問に対する審査会の答申を受理した場合も、同様とする。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

3 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

第4章 雑則

(適用除外)

第34条 個人情報保護条例の規定は、実施機関における特定個人情報の取扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。

2 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る特定個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第35条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該保有特定個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第 3 6 条 実施機関は、実施機関における特定個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(運営状況の報告及び公表)

第 3 7 条 実施機関は、毎年 1 回、この条例の運営状況を審議会に報告するとともに、区民に公表しなければならない。

(委任)

第 3 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、番号法の施行の日から施行する。

(足立区個人情報保護条例の一部改正)

2 足立区個人情報保護条例 (平成 5 年足立区条例第 5 7 号) の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の 3 を第 2 3 条の 4 とし、第 2 3 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(保有特定個人情報に係る開示請求の取扱い)

第 2 3 条の 3 この条例に基づく自己情報の開示請求があった後に、当該開示請求の対象情報が足立区特定個人情報保護条例 (平成 2 7 年足立区条例第 号。以下「特定個人情報保護条例」という。) 第 2 条第 4 号に規定する保有特定個人情報であることが判明したときは、当該開示請求について、特定個人情報保護条例第 1 1 条による開示請求があったものとみなす。

第 2 5 条第 1 項中「以下「可否」を「以下この条において「可否」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 4 4 日以内にその全てについて可否の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前 3 項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のう

ちの相当の部分につき当該期間内に可否の決定をし、残りの自己情報については相当の期間内に可否の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について可否の決定をする期限

第31条第1項中「決定」の次に「(以下この条において「可否の決定」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、訂正請求等に応じない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。

第31条に次の2項を加える。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に可否の決定をすることができないときは、同項に規定する期間が経過した日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の理由及び可否の決定をすることができる期日を速やかに請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、可否の決定に特に長期間を要すると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、相当の期間内に可否の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 可否の決定をする期限

(足立区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

3 足立区情報公開・個人情報保護審査会条例(平成5年足立区条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第15条及び」を「第15条、」に改め、「第37

条」の次に「及び足立区特定個人情報保護条例（平成27年足立区条例第 号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第33条」を加える。

第4条の2第1項中「区政情報」の次に「(特定個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有特定個人情報を含む。以下同じ。)」を加える。

第6条中「個人情報をいう。）」の次に「及び特定個人情報（特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報をいう。）」を加える。

（足立区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

- 4 足立区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成9年足立区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報公開制度及び」を「情報公開制度並びに」に改め、「個人情報保護条例」という。）」の次に「及び足立区特定個人情報保護条例（平成27年足立区条例第 号。以下「特定個人情報保護条例」という。）」を加える。

第2条第1項第3号中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、「以下同じ。」を削り、同項に次の1号を加える。

（4） 特定個人情報保護条例の規定により実施機関（特定個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）が審議会の意見を聴くこととされた事項

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、特定個人情報の保護等に必要な措置等を定める必要があるため、この条例案を提出いたします。